

役員報酬ならびに費用に関する規程

第1章 総 則

第1条〔目的〕

この規程は、一般社団法人ホッケージャパンリーグ(以下「Hリーグ」という。)定款第27条の規定に基づき、役員報酬等ならびに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成18年法律第48号)ならびに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

第2条〔定義〕

- (1) この規程において、役員とは理事および監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。

第2章 役員報酬

第3条〔報酬〕

この規程において報酬とは、次の各号に定めるところによる。

- ① 常勤役員に支給する月額報酬および退職慰労金
- ② 非常勤役員に対し、別に定める会議への出席の都度支給する日当
- ③ この法人から役員に対して出張を依頼する際、別に定める旅費規程に基づき支給する日当

第4条〔費用〕

役員職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費含む。)および手数料等の経費は、費用として報酬等と明確に区別しなければならない。

第5条〔報酬等の額の決定〕

常勤役員の月額報酬は、別表の役員報酬表に掲げるとおりとし、理事会の承認を経て理事長が決定する。

第6条〔月額報酬〕

月額報酬を毎月支給する。支給日、支給方法ならびに本給より控除する額等支給に関する実務的な詳細は、本規程に定める他、別に定める職員を対象とする給与規程(以下「給与規程」という。)に準ずる。

第7条〔支給日等〕

- (1) 月額報酬の支給日は、毎月10日とする。ただし、当該日が休日に当たるときは、

その前勤務日とする。

- (2) 月の初日以外の日において就任または月の末日以外の日において退任した常勤役員の報酬は、当該月における勤務を要する日に応じた日割計算によるものとする。
- (3) 前項にかかわらず、月の末日以外の日に死亡した常勤役員に対する当該月分の月額報酬は第6条に規定する額の全額を支給する。

第8条〔費用の支払い〕

- (1) ホッケージャパンリーグは、役員がその職務の遂行にあたって負担する費用を支払うことができる。
- (2) 通勤手当については、ホッケージャパンリーグの職員の給与規程に準じて、支給要件に該当する常勤役員に対し支給する。

第3章 役員退職慰労金

第9条〔退職慰労金〕

ホッケージャパンリーグは退職慰労金を支払わないものとする。

第4章 補 則

第10条〔公表〕

ホッケージャパンリーグは、この規程をもって報酬等の支給基準として公表するものとする。

第11条〔改廃〕

この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

第12条〔補則〕

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

別表: 役員報酬表 (単位: 円)

号俸	月額	号俸	月額
1	200,000	25	1,400,000
2	250,000	26	1,450,000
3	300,000	27	1,500,000
4	350,000	28	1,550,000
5	400,000	29	1,600,000
6	450,000	30	1,650,000
7	500,000	31	1,700,000
8	550,000	32	1,750,000
9	600,000	33	1,800,000
10	650,000	34	1,850,000
11	700,000	35	1,900,000
12	750,000	36	1,950,000
13	800,000	37	2,000,000
14	850,000	38	2,050,000
15	900,000	39	2,100,000
16	950,000	40	2,150,000
17	1,000,000	41	2,200,000
18	1,050,000	42	2,250,000
19	1,100,000	43	2,300,000
20	1,150,000	44	2,350,000
21	1,200,000	45	2,400,000
22	1,250,000	46	2,450,000
23	1,300,000	47	2,500,000
24	1,350,000		